



高等学校における 「通級による指導」



- ◎ 小・中学校で行われている「通級による指導」が、平成30年4月から高等学校においても実施できるようになりました。
- ◎ 鹿児島県では、平成29年度に文部科学省の研究指定を受け、平成30年度から県立開陽高等学校（全日制）で「通級による指導」を実施しています。
- ◎ 高等学校における「通級による指導」は、校内の特別支援教育を推進する機能と役割を担うことが期待されます。指導を担当する教員だけでなく、全ての教職員がその意義や目的、基本的な考え方について共通理解をし、通常の学級における指導や支援との連続性を考えておく必要があります。



令和2年3月
鹿児島県教育委員会



高等学校における「通級による指導」

Q & A

Q

「通級による指導」の対象となる生徒はどのような生徒ですか？

A

学校教育法施行規則第140条各号に規定されています。具体的には、言語障害者、自閉症者（ASD）、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者（LD）、注意欠陥多動性障害者（ADHD）、肢体不自由者、病弱者、身体虚弱者で、特別な教育課程による教育が適当なものとなっています。

診断はなくても、校内委員会等で上記の障害と同様の困難さが日常的にあると判断した生徒であれば、「通級による指導」の対象となります。

知的障害の生徒は、「通級による指導」の対象にはなりません。

Q

「通級による指導」の対象となる生徒をどのようにして判断し、指導を開始するのですか？

A

高等学校における「通級による指導」開始までの流れ（例）

- ① 教育相談等による希望調査の実施
- ② 生徒の情報収集及び実態把握
- ③ 特別支援教育校内委員会等における検討
- ④ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
- ⑤ 生徒、保護者との合意形成
- ⑥ 通級による指導の開始

ただし、中学校で「通級による指導」を受けていた生徒に関しては、本人及び保護者が継続を希望する場合、速やかに判断して指導を開始することもあります。

「通級による指導」の対象となる生徒のための入試はありません。他の生徒と同様の入学者選抜試験を受検し、入学後に判断されます。

特別支援教育校内委員会(例)
(校長，教頭，特別支援教育コーディネーター，通級による指導担当教諭，養護教諭，学級担任等で構成)

- ・ 対象生徒の検討，決定
- ・ 指導内容の検討
- ・ 校内支援体制の整備

**Q**

「通級による指導」では、具体的にどのような指導を行っているのですか？

**A**

「通級による指導」では、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする、特別支援学校学習指導要領に示される「自立活動」に相当する指導を行います。
個別に教科等の補充指導を行う場ではありません。

自立活動の例

【障害認識や自己理解に関すること】

- ・ 自己理解
- ・ リフレーミング
- ・ 自己評価と他者評価に関すること

【ソーシャルスキルに関すること】

- ・ コミュニケーションスキル
- ・ アサーショントレーニング
- ・ ストレスマネジメント
- ・ 感情のコントロール
- ・ 他者の感情理解
- ・ 自己表現能力
- ・ 対人関係スキル
- ・ 援助要請の仕方
- ・ 問題解決能力
- ・ 状況判断

【学習スキルに関すること】

- ・ 認知特性に応じた学習方法の習得
- ・ 認知機能強化トレーニング
- ・ ビジョントレーニング
- ・ 知識や情報の補充
- ・ 手指の巧緻性
- ・ 語彙の拡大

【ライフスキルに関すること】

- ・ ビジネスマナー
- ・ スケジュール管理
- ・ キャリア教育 等



ライフスキルに関しては、就労に向けた社会的自立の意識を高め、自己管理能力の向上を図り、職業選択や職業生活を営むために必要な能力の獲得を目指します。

高等学校における通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有していることが必要です。

特別支援教育に関する知識を有し、通級による指導の専門性や経験を有する教員であることが望まれますが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。

「通級による指導」の指導方法は、個別指導が中心となります。ソーシャルスキル、コミュニケーション能力、対人関係等について課題がある生徒の場合には、必要に応じて個別指導とグループ指導を適宜組み合わせて行うこともあります。

「通級による指導」の指導形態

① 自校通級

対象となる生徒が在籍する学校で指導を受ける。

② 他校通級

対象となる生徒が通級指導のある学校で指導を受ける。

③ 巡回指導

対象となる生徒が自校に巡回してくる他校の教員から指導を受ける。

A 高等学校

通常の学級

① 自校通級

通級指導教室

B 高等学校

通常の学級

② 他校通級

C 高等学校

通常の学級

通級指導教室

A 高等学校から
担当が巡回指導

③ 巡回指導

※ 鹿児島県では「自校通級」のみ実施しています。

特別の教育課程の編成について

「加える」場合（時数増加あり）

増加分



必修教科・科目

総合的な
探究の時間

選択教科・科目

障害に応じた
特別の指導

特別活動

「替える」場合（時数増加なし）

必修教科・科目

総合的な
探究の時間

選択教科・科目

障害に応じた
特別の指導

特別活動

授業時数が増加する「加える」場合は、放課後や補習授業等を活用することで教育課程の編成がしやすく、生徒が別の授業を受けているという心理的抵抗が少なくなります。ただし、時数増による生徒の負担に留意する必要があります。

授業時数が増加しない「替える」場合は、配当された選択教科・科目の一部を通級による指導の対象者となる生徒には実施せず、生徒はその時間帯で通級による指導を受けることになります。

修得単位数は年間7単位を超えない範囲で在籍する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位として含めることができます。



問合せ先

鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-5296

鹿児島県教育庁 義務教育課 特別支援教育室